

平成25年3月21日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

選挙管理委員会告示

| | |
|---|---|
| ○秋田県知事選挙の期日(18) | 1 |
| ○秋田県知事選挙における選挙長及びその職務を代理する者の選任(19) | 1 |
| ○秋田県知事選挙における選挙会の開催場所及び日時(20) | 1 |
| ○秋田県知事選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(21) | 1 |
| ○秋田県知事選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数(22) | 2 |
| ○秋田県知事選挙における政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時(23) | 2 |
| ○秋田県知事選挙における政見放送の手話通訳を付して政見を録画する放送事業者(24) | 2 |
| ○秋田県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(25) | 2 |
| ○直接請求における選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数(26) | 2 |
| ○直接請求における各選挙区での選挙権を有する者の総数の3分の1の数(27) | 3 |
| ○秋田県議会議員補欠選挙の選挙事由の発生(28) | 3 |

選挙長告示

| | |
|---|---|
| ○秋田県知事選挙における選挙長の事務を行う場所(1) | 3 |
| ○秋田県知事選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時(2) | 4 |

選挙管理委員会告示

秋選管告示第18号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項の規定により、任期満了による秋田県知事選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第5項の規定により、告示する。

平成25年3月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙期日 平成25年4月7日

秋選管告示第19号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定に基づき、平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第81条第1項の規定により、告示する。

平成25年3月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

| | | |
|-----------------|---------------|-------|
| 1 選挙長 | 秋田市大町四丁目3番44号 | 田中伸一 |
| 2 選挙長の職務を代理すべき者 | 秋田市新屋比内町4番55号 | 佐々木則夫 |

秋選管告示第20号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条の規定に基づき、平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙における選挙会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により、告示する。

平成25年3月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁正庁
- 2 日時 平成25年4月10日 午前9時30分

秋選管告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第5項の規定に基づき、平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程(昭和34年秋選管告示第2号)第50条第2項の規定により、告示する。

平成25年3月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成25年3月22日 午後5時30分

秋選管告示第22号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、秋田県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

平成25年3月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

| 放送できる基幹 放送事業者 | 放 送 回 数 | |
|------------------|----------|-------|
| | テレビジョン放送 | ラジオ放送 |
| 株式会社秋田放送 | 1回 | 1回 |
| 秋田テレビ株式会社 | 1回 | |
| 秋田朝日放送株式会社 | 1回 | |

秋選管告示第23号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成25年3月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成25年3月21日 午後5時30分

秋選管告示第24号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第6項の規定に基づき、秋田県知事選挙における政見放送の手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定めたので、告示する。

平成25年3月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

日本放送協会秋田放送局
株式会社秋田放送
秋田テレビ株式会社
秋田朝日放送株式会社

秋選管告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び同条第2項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法第196条の規定に基づき、告示する。

平成25年3月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

候補者一人につき 30,569,720円

秋選管告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数

(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成25年3月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 50分の1の数 18,200
- 2 3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 213,745

秋選管告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成25年3月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

| | |
|----------|--------|
| 秋田市 | 89,074 |
| 能代市山本郡 | 25,629 |
| 横手市 | 27,730 |
| 大館市 | 21,958 |
| 男鹿市 | 9,257 |
| 湯沢市雄勝郡 | 19,872 |
| 鹿角市鹿角郡 | 11,311 |
| 由利本荘市 | 23,557 |
| 潟上市 | 9,549 |
| 大仙市仙北郡 | 31,095 |
| 北秋田市北秋田郡 | 11,134 |
| にかほ市 | 7,503 |
| 仙北市 | 8,327 |
| 南秋田郡 | 7,329 |

秋選管告示第28号

平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙の期日が告示され、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定により、秋田県議会議員(秋田市選挙区及び湯沢市雄勝郡選挙区)の補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第143条第19項第6号及び第199条の5第4項第6号の規定に基づき、告示する。

平成25年3月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選 挙 長 告 示

選挙長告示第1号

平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程(昭和34年秋選管告示第2号)第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成25年3月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 平成25年3月21日正午前
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁正庁
- 2 平成25年3月21日正午以降

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務局

選挙長告示第2号

平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成25年3月21日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成25年4月5日 午前9時30分